

# お知らせ

## 電気需給約款（高圧・特別高圧）変更のお知らせ

2025.2.28 **【重要】** **【お知らせ】**

平素より丸紅新電力をご利用いただき誠にありがとうございます。

2025年4月1日より、各エリアの弊社電気需給約款（高圧・特別高圧）（以下、「本約款」といいます。）を下記「変更概要」記載のとおり、一部変更させていただきます。

変更の詳細については、本ページ下部にごございます「電気需給約款（高圧・特別高圧）変更箇所について」のリンク先をご参照下さい。

なお、「電気需給約款（高圧・特別高圧）変更箇所について」記載の変更箇所以外は本約款に変更はございませんので、変更箇所を除いてお客さまに適用させて頂く契約内容に変更はございません。

以上何卒宜しくお願い致します。

### 記

#### <変更概要>

#### ●全エリア（※）共通の本約款の変更点

- ・お客さまの申し入れにより単価変更を行う場合の契約期間の変更
- ・料金単価変更後1年未満の解約時における解約金の定めの設定
- ・制限中止割引の実施等についての経過措置の終了

（※）北海道電力ネットワーク管内エリア、東北電力ネットワーク管内エリア、東京電力パワーグリッド管内エリア、中部電力パワーグリッド管内エリア、北陸電力送配電管内エリア、関西電力送配電管内エリア、中国電力ネットワーク管内エリア、四国電力送配電管内エリア、九州電力送配電管内エリア

#### ●上記以外の各エリアの本約款の変更点

##### ◆東京電力パワーグリッド管内エリア

燃料費調整単価および市場価格調整単価の算定諸元の変更

##### ◆関西電力送配電管内エリア

市場価格調整単価の算定期間の変更および市場価格調整の諸元等の変更

##### ◆中国電力ネットワーク管内エリア

燃料費調整単価および市場価格調整単価の算定諸元の変更

◆九州電力送配電管内エリア

市場価格調整単価の算定方法の変更

---

【変更後本約款】

[2025年4月1日からの電気需給約款（高圧・特別高圧）はこちら](#)

【効力発生時期】

2025年4月1日

【変更後の料金適用時期】

2025年4月計量日以降ご利用分の電気料金から適用となります。

---

【お問い合わせ】

本件に関するお問い合わせにつきましては、下記までお問い合わせいただきますよう、お願い申し上げます。

丸紅新電力株式会社

電話番号：03-3282-2350

営業時間：平日 09:30～17:30

---